

契約業務に係る働きかけへの対応要領実施マニュアル

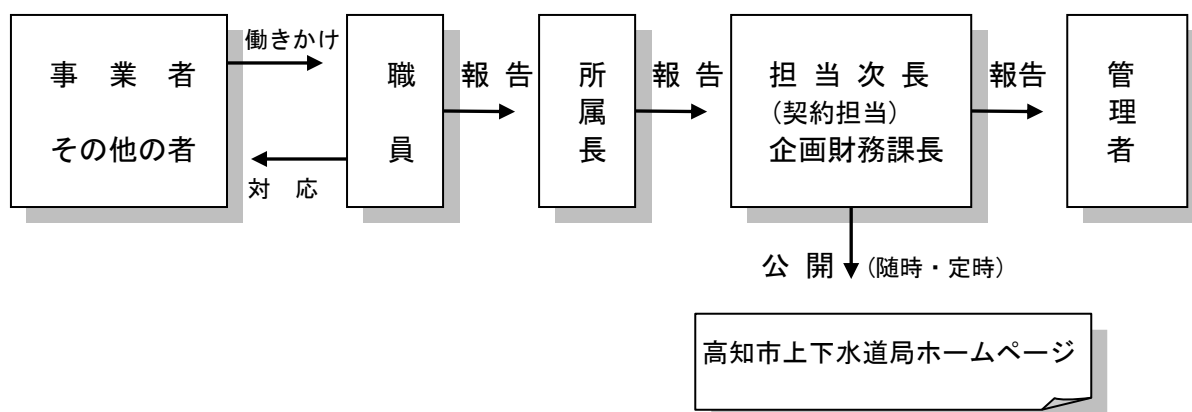
平成28年4月1日

平成18年12月に「入札談合関与行為防止法」が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改正され、それまでになかった発注機関職員に対する刑罰規定（5年以下の懲役又は250万円以下の罰金）の創設と、入札談合等関与行為の範囲の拡大等がなされました。したがって、発注機関職員が談合を行うことを唆すことや予定価格等の秘密情報を漏洩するほか、特定の者に落札させるよう落札予定者を指名すること等が処罰の対象となっています。

また、平成19年6月に国土交通省から出された「水門設備工事に係る入札談合等に関する報告書」において「職員が入札契約に関連して、退職者あるいは企業関係者から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、直ちに所属長に報告させるとともに、その概要を記録し、働きかけの内容及びそれに対する対応を公表する。」ことが明記されています。

高知市上下水道局では、契約業務の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図ること目的とし、職員の公正な職務執行を損なう恐れのある働きかけを記録し、公表する制度を設けるとともに、職員自身が入札談合等関与行為のひとつである「発注に係る秘密情報の漏洩」に関与することのないよう、職員が働きかけを受けた場合の取扱いについて「契約業務に係る働きかけへの対応要領」（以下「対応要領という。」）を制定し、その実施についてのマニュアルを作成しました。

対応フロー図



1 「契約業務に係る」とはどのような業務

「契約業務」とは、予算課、工事担当課、発注課等の所管を問わず、上下水道局が発注する工事の請負、業務の委託及び物品の購入等にかかる、入札・契約及びこれらに関連する業務全般をいい、指定管理者やアウトソーシングの相手先の選定業務等も含まれます。

また、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの契約締結方法及び契約書作成の有無を問いません。

尚、本要領で報告・公開等を規定しているのは契約業務に係るものであり、その他の一般的な業務に対する要望や提案、苦情等は含まれません。

2 働きかけを行った者の範囲は

「働きかけを行った者」の範囲は、働きかけを受けた職員以外のすべての人に及びます。事業者（法人、共同企業体、組合その他の団体及び事業を行う個人をいう。）、国会議員、地方議会議員、自治体の長、行政機関の現・元職員等すべてを含みます。

3 どのようなことが働きかけになるのか

「働きかけ」とは、次のような行為が該当しますが、以下の例はあくまでも一例にすぎませんので、「働きかけ」に該当するか否かについては、契約担当に相談して下さい。

- (1) 特定業者の競争参加又は不参加に関する要求行為
 - ・ 特定の業者を入札に参加させる目的をもって、仕様、発注方法発注基準の変更等を行うよう要求する行為
 - ・ 特定の業者を入札に参加させる目的をもって、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為
- (2) 特定業者の受注又は非受注に関する要求行為
 - ・ 特定の業者を随意契約の相手方とさせる目的をもって、仕様等の作成及び変更を行うよう要求する行為
- (3) 非公表又は公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額又は見積金額等に関する情報漏洩要求行為
 - ・ 非公表又は公表前の予定価格又は最低制限価格を漏洩するよう要求する行為
 - ・ 非公表又は公表前の予定価格又は最低制限価格が推測できる設計金額や見積金額を漏洩するよう要求する行為

※ 非公表又は公表前における予定価格等の教示は、職員による入札等の妨害（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条）又は競売入札妨害（刑法96条の3第1項）に抵触するおそれがあります。

- (4) 公表前における入札参加者に関する情報漏洩要求行為
- ・ 入札参加者名を公開前に漏洩するよう要求する行為
 - ・ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを漏洩するよう要求する行為
 - ・ 入札参加者に関する情報（所在地等）を漏洩するよう要求する行為
 - ・ 入札参加者数又は共同企業体の組み合わせ等について漏洩するよう要求する行為
- (5) その他特定の者への便宜，利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為及び漏洩要求行為
(※契約締結後における働きかけ，談合につながるおそれのある働きかけも対象となる。)
- ・ 秘密とされている情報や資料を，特定の者に対して漏洩するよう要求する行為
 - ・ 下請事業者の選定に関して，元請事業者に対する指導を要求する行為
 - ・ 変更協議において，不当な便宜を図ることを要求する行為
 - ・ 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

4 働きかけに該当しない場合

次のような行為は、「働きかけ」に該当しません。

- (1) 工事全般の発注・方針に対する陳情・要望・提言・意見等にとどまるもの
個別具体の契約に関するものではない，公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対する陳情，政策提言，意見等については，書面によるものでもなくとも該当しません。
- (2) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
個別具体の契約に関するものであっても，発注が予定されている工事への指名の依頼等については，発注方法の変更や発注基準の引き下げ等の要求を伴わない場合は，通常の営業活動の範囲であり，働きかけの対象とはなりません。
- (3) 故意（違法性の認識）がないもの
- (4) 「働きかけ」を行った者が，自ら直ちに発言等を取り消したとき

5 働きかけに該当すると思われる行為があった場合の対応は

- (1) 報告書の作成
職員は、「働きかけ」に該当すると思われる行為を受けたときは，速やかに働きかけ対応報告書（別記様式）を作成します。
- (2) 事業者等に対する対応
職員は，事業者等に対して，応じられない旨及び当該働きかけが記録，公表されるもの

となる旨を伝えなければなりません。

但し、「働きかけ」が行われた状況や方法によっては、事業者等に伝えることが不可能な場合もあり、例えば、「働きかけ」について一方的に要求しただけで、職員の説明も聞かずに立ち去る場合等は、伝えることができないと考えられ、必ずしも伝えることを義務付けているものではありません。

(3) 職員、所属長の対応

職員は、「働きかけ」に該当すると思われる行為を受けた場合は、単独で対応せず、可能な限り複数で対応するよう努め、速やかに所属長に報告するとともに、その後の対応について、指示を受けることとします。

「働きかけ」に対して、組織として受け止め、組織として対応する必要があります。

(4) 所属長の判断

報告を受けた所属長は「働きかけ」に該当するかどうか判断し、該当すると判断した場合は、企画総務課長及び担当次長を経由して、管理者に報告することとしています。「働きかけ」に該当しないと判断した場合は、所属長はその報告書を編綴して保存するものとする。

また、報告書は、事実に基づき正確に記録し、個人情報、法人又は個人の権利や評価を害するおそれがある情報については、特に慎重に取り扱う必要があります。

(5) 「働きかけ」の内容の公表

企画総務課は、報告があった場合は、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、働きかけの内容及び対応状況等について、随時又は定期的に公表することとします。

6 不当要求行為との関連は

単に公表前の契約業務に係る秘密情報を教えてほしいと言われた場合等は、働きかけには該当しますが不当要求行為には該当しません。但し、断ったにもかかわらず執拗に聞き出そうとするなど、暴行、脅迫、困惑行為等の違法又は不当な手段により働きかけを迫られた場合は、不当要求行為にも該当しますので、その場合は、本マニュアルに加え、「高知市不当要求行為対応マニュアル」により対応して下さい。